

事業届出事項変更届出書

平成 25 年 10 月 15 日

関東経済産業局長 殿

住 所 埼玉県川越市大字鹿飼 851 番地 2
氏 名 株式会社エコライティング・ジャパン
代表取締役 牧野 徳志

電気用品安全法第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

(1) 輸入する電気用品「光源及び光源応用機械器具」の型式区分の追加
・別紙のとおり

(2) 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地の変更

(新) 名称及び所在地:

(名 称)

(所在地)

2 変更の年月日

2013 年 (平成 25 年) 10 月 15 日

3 変更の理由

輸入する電気用品の追加

連絡先: 代表取締役 牧野 徳志

電話: 049-298-5715



型式区分

電気用品の区分：光源及び光源応用機械器具

電気用品名： その他の放電灯器具

要素	区分	○ 印
定格電圧	(1) 125V以下のもの	○
	(2) 125Vを超えるもの	○
光源の種類	(1) 蛍光灯用のもの	
	(2) 水銀灯用のもの	○
	(3) 白熱灯用のもの	
	(4) エル・イー・ディー灯用のもの	
	(5) その他のもの	
光源の最大定格消費電力（広告灯の場合を除く。）	(1) 60W以下のもの	
	(2) 60Wを超え100W以下のもの	
	(3) 100Wを超え300W以下のもの	○
	(4) 300Wを超えるもの	
光源の最大定格消費電力（広告灯の場合に限る。）	(1) 100W以下のもの	
	(2) 100Wを超え300W以下のもの	
	(3) 300Wを超えるもの	
附属電動機	(1) あるもの	
	(2) ないもの	○
電源スイッチ（機器本体に取り付けられ、操作することによって機器の主機能の動作が可能となるスイッチのことをいい、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。）	(1) あるもの	
	(2) ないもの	○
変圧器	(1) あるもの	○
	(2) ないもの	
使用場所	(1) 屋外のもの	○
	(2) 屋内のもの	○
電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの	
	(2) 接続器利用のもの	○
二重絶縁	(1) 施してあるもの	
	(2) 施してないもの	○